

令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会学校教育部 学務課
-----	----------------

1. 基本情報

事業名称	奨学金貸付事業費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	教育基本法第4条第3項 船橋市奨学金貸付条例 船橋市奨学金貸付条例施行規則	
事業開始年月日	昭和27年（修学金） 昭和44年（入学準備金） 昭和53年12月27日（条例公布・施行）	
最終改正年月日	平成31年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	進学の意欲と能力を有する者で、経済的理由によって修学することが困難なものに対し、修学上必要な資金を貸し付けることで、有用な人材の育成に資する。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	経済的理由によって修学することが困難なものに対し、修学金及び入学準備金を無利子で貸し付ける。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	進学に要する費用を支弁することが困難な者を救済するために、奨学金を貸与することとした経緯がある。	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	(対象者、限度額等に係る改正) ・昭和27年～昭和54年 貸付上限金額等を変更（事業開始時は高校500円、大学1,500円） ・昭和55年 貸付上限金額を変更 ・平成元年 貸付上限金額を変更 ・平成8年 対象校に専修学校等を追加 ・平成11年 対象校のうち中等教育学校は後期課程に限る旨を追加 ・平成31年 入学準備金の返還開始要件のうち「卒業したこと」について、「専門職大学の前期課程を修了したこと」を含む旨を追加	
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	(修学金) 高等学校、中等教育学校（後期課程）、大学、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する者	【要件】 ・本人または保護者が市内に引き続き1年以上住所を有する ・学校長の推薦がある ※所得制限あり 【貸付上限額】 ・高校等 国公立月額8,000円 私立月額15,000円 ・大学等 国公立月額20,000円 私立月額30,000円
	(入学準備金) 高等学校、中等教育学校（後期課程）、大学、高等専門学校、専修学校（高等課程・専門課程）に入学予定の者	【要件】 ・本人または保護者が市内に引き続き1年以上住所を有する ・学校長の推薦がある ※所得制限あり 【貸付上限額】 ・高校等 国公立70,000円 私立200,000円 ・大学等 国公立150,000円 私立400,000円

2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	20,886	18,866	17,816	19,046
	うち一般財源	0	0	0	0

	決算(見込)額	15,750	18,650	12,206	10,242
対象者数・ 交付件数など	新規貸付件数	(修学金) 34人	(修学金) 33人	(修学金) 27人	(修学金) 20人
		(入学準備金) 15人	(入学準備金) 22人	(入学準備金) 10人	(入学準備金) 10人
	返還件数	(修学金) 現年度93人 過年度26人	(修学金) 現年度88人 過年度30人	(修学金) 現年度79人 過年度27人	(修学金) 現年度78人 過年度22人
		(入学準備金) 現年度76人 過年度39人	(入学準備金) 現年度67人 過年度37人	(入学準備金) 現年度54人 過年度31人	(入学準備金) 現年度46人 過年度34人
	返還未開始件数 (R5.5時点)	(修学金) 27人			
	(入学準備金) 44人				

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	4月				
業務頻度 (年1回・月1回など)	(貸付事務) ①「申請」 修学金 年1回 入学準備金 1 1月～2月 ②「貸付」 修学金 年4回 入学準備金 1 1月～3月まで毎月 (返還事務) 通年				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5人工			
	従事者数	2人			

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】 従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	教育委員会学校教育部 学務課
事業名称	奨学金貸付事業費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の必要性	国の給付型奨学金制度が実施されたことにより、申請者数が減少している。	国制度では対象とならない者、不足する者に対して支援する役割を担っている。国制度の情報収集、研究に努め、国制度の対象に変更があった場合は、事業の在り方、国制度との差別化が図れないか検討していく。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 事業の必要性	国制度拡充により、事業の必要性が変化してきている。	他市との比較を踏まえ、今後の事業の在り方について検討していく。